

第32回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年7月8日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	欠	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	欠	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 10時00分

配 布 物 「農地パトロール実施要領」

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第32回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第32回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第32回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程にそって進めさせていただきます。 まず、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、6番議席加藤寛委員と12番議席石原昭彦委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) (日程第4) 議長	それでは、議事に入ります。まず、報告案件が三つございますので、事務局から一括して説明を求めます。

事務局	<p>日程第2 報告第67号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査した ところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報 告する。令和4年7月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎 事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。 農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を 満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断した ので報告します。</p> <p>続きまして、日程第3 報告第68号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、 同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和4年7月 8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を 受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類 により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為 をしたものには農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定 されています。今回の案件は、2件、5筆、面積6,467m²であるこ とを報告します。</p> <p>続きまして、日程第4 報告第69号</p> <p>農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について (委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があつ たので報告する。令和4年7月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁 町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべ</p>
-----	--

	<p>き区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会长専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件、3筆、面積465m²です。</p> <p><7番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畠です。 場所は [REDACTED] にあります。目的は個人住宅用地です。 すでに、宅地化しているため、始末書が提出されております。</p> <p>受理した届出書については受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
議長 (日程第5) (日程第6)	<p>報告第67号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p> <p>また、報告第68号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告第69号は、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。 これら報告事項について質問等がありましたらお願ひします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
議長 事務局	<p>つづいて、議案第188号 「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」、議案第189号「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第188号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年7月8日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p>

	<p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>なお、3番及び4番については、先月設定した案件でしたが、修正がありましたので再度、お諮りします。</p> <p>今回は、中間管理機構分が、4件、8筆、総面積7,877m²となっています。</p>
議長	<p>続きまして、日程第6 議案第189号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年7月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>所有権移転につきましても市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>今回は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地売買等事業に関する所有権移転1件、1筆、面積1,284m²となっております。</p> <p>農地売買事業とは、担い手農業者等の規模拡大を図ることにより、経営安定化を目指すための事業です。</p> <p>売り手にも、買い手にもメリットがある事業です。</p> <p>188号議案は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。</p> <p>189号議案は、同じ事業で所有権移転を伴うものです。</p> <p>両議案につきまして質問等ありましたらお願ひします。</p> <p>特にないようですので、採決に入ります。</p> <p>まず、議案第188号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」について採決いたします。</p>

	<p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第7) (日程第8)	<p>つづいて、議案第189号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」について、採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第190号「農地の競売に対する買受適格証明願承認について」及び議案第191号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第7 議案第190号 農地の競売に対する買受適格証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、農地の競売に対する買受適格証明願いがあったので議決を求める。令和4年7月8日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄</p> <p>買受適格証明願とは農地の競売及び公売に参加するときは、農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防止するため、農地法の申請書と買受適格証明が必要となります。</p> <p>農地として耕作をする目的で取得する場合には3条許可の買受適格証明、農地を農地以外の用途に転換する目的で取得する場合には5条許可の買受適格証明が必要となります。</p> <p>今回、3条についての適格証明願が提出されています。</p> <p>参加する全ての者が、適格証明が必要となるため、同一箇所において複数の申請がされることがあります。</p> <p>本案件は、名古屋国税局が実施する公売についての案件です。証明書を添付することにより公売に参加することが可能となります。</p> <p>この案件が議決され、公売で落札できれば、改めて委員会での議決を要することなく所有権を移転することができます。</p>

今回の買受適格証明願の申請は、1件、1筆、面積 337 m²です。
<4番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畠です。
申請人である員弁町北金井の [REDACTED] が議案書に記載の 1 筆、337 m²を畠として利用する計画です。

[REDACTED] は南側と東側の畠の所有者であり、許可後は一体として利用する計画です。

続きまして、日程第8 議案第191号

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和4年7月8日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄

今回の3条所有権移転の申請は、9件、16筆、面積 4,220.51 m²です。

<14番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の畠です。

譲受人である大安町石榑北山の [REDACTED] が大安町石榑北山の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、485 m²を売買により譲り受けの申請です。

<15番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の畠です。

譲受人である大安町石榑北山の [REDACTED] が大安町石榑北山の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、15 m²を贈与により譲り受けの申請です。

<16番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。

譲受人である北勢町其原の [REDACTED] が鈴鹿市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、321 m²を売買により譲り受ける申請です。

<17番案件>は、議案190号において説明させていただいているため、省略します。

<18番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畠です。

譲受人である員弁町北金井の [REDACTED] が名古屋市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、162 m²を売買により譲り受ける申請です。

<19番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畠です。

譲受人である北勢町北中津原の [REDACTED] が桑名市の [REDACTED] 、 [REDACTED] の3名が共有する議案書に記載の1筆、2.51 m²を畦畔の復旧のため、譲り受ける申請です。

	<p><20番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の農用地の田です。譲受人である大安町石榑北の[REDACTED]が大安町石榑北の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、93m²を売買により、譲り受ける申請です。</p> <p><21番案件>の申請地は、北勢町新町地内の田です。譲受人である北勢町新町の[REDACTED]が北勢町東村の[REDACTED]が所有する議案書に記載の7筆、1,718m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><22番案件>の申請地は、北勢町向平地内の農用地の田です。譲受人である北勢町向平の[REDACTED]が津市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、1,087m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>以上9件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第190号「農地の競売に対する買受適格証明願承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
	<p>つづいて、議案第191号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」採決します。</p> <p>原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第9) (日程第10) (日程第11)	<p>続きまして、議案第192号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第193号「同法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」及び議案第194号「同法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第9 議案第192号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和4年7月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、8件、11筆で15,480m²です。 <14番案件>は、大安町梅戸地内の畠です。農地区分は2種農地、現況は畠です。 この案件は議案第194号の農地法第5条使用貸借権設定と同時申請ですので合わせてご説明いたします。 転用計画としては、譲受人兼使用貸人である四日市市の[REDACTED]と使用借人である鳥羽市の[REDACTED]が、大安町梅戸の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、542m²を、個人住宅へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみを行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。 <15番案件>は、北勢町大辻新田の畠です。農地区分は2種農地、現況は畠です。 転用計画としては、東京都新宿区に住所を有する[REDACTED][REDACTED]が、桑名市の[REDACTED]他2名が所有する議案書に記載の1筆、967m²を、4棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は最大190cmの盛土を行い、周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。 <16番案件>は、藤原町篠立の畠です。農地区分は2種農地、現況は不耕作の畠です。 転用計画としては、譲受人である東京都に住所を有する[REDACTED][REDACTED]が、桑名市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、6,712m²を太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は、整地のみ、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。 なお、この案件は3,000m²を超えた転用ですので、三重県農業会</p>
-----	---

議常設審議委員会への審議案件となり、さる7月1日に審議委員会現地調査があつた旨報告します。

<17番案件>は、大安町石榑東地内の畠です。農地区分は3種農地、現況は不耕作の畠です。

転用計画としては、譲受人である鈴鹿市に住所を有する[REDACTED]が、大安町石榑南の[REDACTED]、[REDACTED]が共有する議案書に記載の1筆、1,749 m²と山林4筆合わせて7,038.33 m²を、建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は最大50 cmの盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<18番案件>は、北勢町新町地内の畠です。農地区分は2種農地です。

転用計画としては、譲受人である広島県広島市に住所を有する[REDACTED]が、北勢町別名の[REDACTED]他1名が所有する議案書に記載の2筆、930 m²を、太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみで、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

<19番案件>は、北勢町新町地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、譲受人である広島県広島市に住所を有する[REDACTED]が、北勢町新町の[REDACTED]他1名が所有する議案書に記載の3筆、1,132 m²を、太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地のみ、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

<20番案件>は、大安町石榑東の畠です。農地区分は3種農地、現況は畠です。

転用計画としては、東員町の[REDACTED]が、埼玉県さいたま市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、3,125 m²を宅地1筆と合わせて3,345.45 m²を、4棟の共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリートブロック又は擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設

の道路側溝へ放流します。

なお、この案件は 3,000 m²を超えた転用ですので、三重県農業会議常設審議委員会への審議案件となり、さる 7 月 1 日に審議委員会現地調査があった旨報告します。

<21 番案件>は、大安町石榑北地内の田です。農地区分は 2 種農地、現況は不耕作です。

転用計画としては、譲受人である名古屋市の [REDACTED] が、東京都府中市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、323 m² を、隣接の宅地を店舗に改装し、飲食店舗の来客者用駐車場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、外周にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は自然浸透及び既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第 10 議案第 193 号

農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 4 年 7 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1 件、2 筆で 8,924 m² です。

<7 番案件>は、大安町南金井地内の畠です。農地区分は 1 種農地、現況は畠です。

転用計画としては、賃借人である藤原町上相場に住所を有する [REDACTED] が、菰野町の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、8,924 m² を、隣接宅地 1 筆と合わせて農業用施設として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、外周に素掘り水路を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道を利用し、雨水排水は自然浸透で対処します。

農業用施設としての概要は、40 フィートのコンテナを 47.5 基と 20 フィートのコンテナを 1 基設置し、コンテナ内で菌床椎茸の栽培をします。

コンテナが既に設置してありますが、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画において、農業用施設に設定されており

ましたが、今回農地法において申請されております。

なお、この案件は 3,000 m²を超えた転用ですので、三重県農業會議常設審議委員会への審議案件となり、さる 7 月 1 日に審議委員会現地調査があつた旨報告します。

続きまして、日程第 11 議案第 194 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 4 年 7 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄

今回の申請は、3 件、5 筆で 1,715 m²です。

<5 番案件>は、大安町梅戸地内の畠です。

議案第 192 号にてご説明いたしましたので、省略いたします。

<6 番案件>は、員弁町北金井地内の田です。農地区分は 1 種農地ですが、集落接続に該当するため、不許可の例外案件です。現況は田です。

転用計画としては、使用借人である員弁町北金井に住所を有する [REDACTED] が、員弁町北金井の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 3 筆、677 m² を、近くにある [REDACTED] の車両置場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行います。

取水はありません。雨水排水については、自然浸透で処理します。

<8 番案件>は、北勢町東村地内の畠です。農地区分は 3 種農地、現況は畠です。

転用計画としては使用借人の菰野町の [REDACTED] が、北勢町東村の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、496 m² を、個人住宅へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲に工作物を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

以上 5 条所有権移転 8 件、賃貸借 1 件、使用貸借 3 件の計 12 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひ

	<p>いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、7月1日に現地調査を行っております。 現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第192号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」8件、議案第193号「同法の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第194号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第192号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
	<p>続いて、議案第193号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
	<p>続いて、議案第194号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p>

		よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第12)	議長	<p>続きまして、議案第195号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第12 議案第195号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和4年7月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は3件、6筆、1,416m²です。</p> <p><13番案件>の申請地は、藤原町上之山田地内の台帳地目、畠の2筆です。</p> <p>願出者は藤原町上之山田の[REDACTED]で、昭和55年頃から資材倉庫及び進入路に転用し、現在に至っております。</p> <p><14番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の台帳地目、畠の3筆です。</p> <p>願出者は大安町石榑北の[REDACTED]で、昭和50年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p><15番案件>の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畠の1筆です。</p> <p>願出者は[REDACTED]で、昭和40年代から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>以上3件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後おおむね20年を経過した土地についての証明です。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第195号「非農地証明願い承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p>

		よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	議事については、以上です。それではその他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	毎年ですが、8月が農地パトロールの強化月間となっています。 今年も8月にパトロールをしていただいて、遊休農地もしくは無断転用が発生していた場合は、別紙のとおりにご報告をしていただきたいと思います。もし場所が分からないという場合は、事務局にご連絡いただきましたら事務局も一緒に現地を確認させていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。
6 閉会の宣言 【午前10時閉会】	議長	次回は、8月3日（水）午前9時から現地調査、7番横井啓行委員、8番藤田則幸委員は出席をお願いします。 次回委員会は、8月10日（水）です。場所は、今回と同じ場所です。よろしくお願いします。 これをもちまして第32回いなべ市農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者